下野市立地適正化計画(案)に関するパブリックコメントの結果について

1. パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間

平成31年1月10日(木曜日)~平成31年1月31日(木曜日)

(2) 意見の応募者数及び件数

・応募者数及び件数 1名 3件

男女内訳男性:1名

• 年代内訳 60 歳代: 1 名

(3) 提出方法の内訳

郵送	ファクシミリ	電子メール	持 参	計
		1		1

2. 意見の概要と市の考え方

No	該当箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方
		1 重大な矛盾の存在 下野市立地適正化計画(案)は、教育文化施設 (複合コンベンション施設又は文化センター)の 取扱いに関し、都市機能誘導区域にかかる区域・ 施設の設定及び計画の見直し対象について、次の とおり重大な矛盾を抱えています。	
1	P14 4-2 都市機能誘導 区域の設定	(1) P14で設定された自治医大駅周辺都市機能誘導区域においては、P24で誘導施設に設定された教育文化施設(複合コンベンション施設)を	(1)都市機能誘導区域内における誘導施設の設定については、本計画が 20 年後を見据えた計画であるため、現在の土地利用の状況で判断するのではなく、区域内に求められる誘導

1	(1)自治医大駅周辺 都市機能誘導区域 及び	建設するに足る公有地も民有地もなく、同施設として転用又は借用することができる公共施設・民間施設もないことは、住民、同施設の待望者及び市担当者なら周知の事実です。この事実に即して考えれば、この地区へのこの施設の誘導はそもそも実行不能であり、計画(案)の記述は「虚偽又は幻想」ということになります。	施設を設定することになります。
	P24 4-4 都市機能誘導施設の設定 (3)都市機能誘導施設の設定 ③誘導施設の設定 表中、自治医大駅周辺の欄の「教育文化施設(複合コンベンション施設等)」	(2)他方、計画(案)において上記誘導区域への上記誘導施設の誘導は実行可能であるとの認識を前提とした場合、この計画の性格上、誘導区域の外に同施設を設けることは認められません。その結果、上位計画である市の総合計画に従って芸術文化施設(文化センター)の開設に関する検討の一環として市が進めている「市庁舎周辺の農地の転用及び市街化区域化に関する検討」は、その合理性・必要性を根底から失うこととなります。	(2)平成29年度に策定された「下野市都市再構築プラン」での検討を踏まえ、庁舎周辺が含まれる「都市核」について、所定の手続きを経て市街化区域に編入した場合、本計画を変更し、都市機能誘導区域、居住誘導区域を見直すとともに、誘導施設についても見直します。
	P38 7-2 計画推進の体制 (3)計画の進捗管理 により見直しを図 ること PDCA サイクル図 中、見直しの対象	(3)加えて、P38のPDCAサイクル図において計画の見直し対象は「施策・事業」とされ、「区域」は見直し対象外です。これを踏まえて論理的に考えると、この計画がひとたび策定された後は、都市機能誘導区域を変更することは、例え上位計画である総合計画及び都市計画マスタープランにおいて「都市核」とされたエリアの中であっても、また上述(2)の市の検討により市街化区域に変更された後であっても、到底認められないこととなります。	(3)上述のとおり「都市核」とされたエリアが、 市街化区域に編入された場合には、本計画全 体の変更となるため、都市機能誘導区域につ いても見直しを行うこととなります。

1

2 矛盾解消への基本的な方策

以上の致命的とも言える重大な矛盾の解消策 は、この計画の内容として、次の事項をあらかじ め明記しておくことと考えます。

- (1)P38 の PDCA サイクル図における計画の見直 しは「区域」も対象であること
- (2)P14の自治医大駅周辺都市機能誘導区域にP24の教育文化施設(複合コンベンション施設)を 誘導することが困難な場合には、「効率的・効果 的なまちづくり」というこの計画の本旨上、市 の総合計画・都市計画マスタープランにより「都 市核」とされているエリア内の適地へ同施設を 誘導することが適切であること
- (3)都市核エリア内適地への同施設の誘導にあたっては、関連する諸計画の推進上必要な範囲内で都市核エリアのうち都市機能誘導区域に隣接する市街化調整区域について、所定の手続きを経て市街化区域に変更した上で、この計画に基づき都市機能誘導区域を拡張する見直しを行うこと

なお、矛盾の解消方策としては、P24 の表から 教育文化施設(複合コンベンション施設)を削 除するという修正も考えられますが、この計画 の本旨を理解しない安易かつ姑息な解決法であ り、採用すべきではありません。

3 具体的な修文案の提案

以上の基本的な矛盾解消方策に基づき、具体的な修文案は次のとおり提案します。

(1)P24③誘導施設の設定に関する表中、自治医大

- (1)P38 の PDCA サイクル図は、現計画での 5 年度ごとの事業の進捗状況を含む定期的な検討であるため、計画の変更とは異なります。
- (2)「都市核」エリアが市街化区域に編入された場合、状況に応じ本計画を変更し、教育文化施設(複合コンベンション施設)については、適地への誘導を検討します。
- (3)上述のとおり都市機能誘導区域、誘導施設について、検討します。

(1)上述のとおり、「都市核」のエリアが市街化 区域に編入された場合、本計画全体の変更を

	駅周辺の欄の「教育文化施設(複合コンベンシ	予定しています。
1	ョン施設等)の末尾に「*注」を付け加えると	
1	ともに、表の欄外下部に次の文言を入れる。	
	*注 この誘導区域へこの施設を誘導すること	
	が困難な場合には、上位計画である市の総合	
	計画及び都市計画マスタープランにより「都	
	市核」とされているエリア(本計画 1-3(2)①	
	及び3-2の各図参照)内の適地へ同施設を誘	
	導することが適切であり、関連する諸計画の	
	推進上必要な範囲内で、同都市核のうちこの	
	誘導区域に隣接する市街化調整区域について	
	所定の手続きを経て市街化区域に変更した上	
	で、この誘導区域を拡張する見直しを行う。	
	(2)P38 の PDCA サイクル図中、	(2)P38 の PDCA サイクル図は、現計画の施策・
	①「Plan」における「総合計画」を「立地適正化	事業の実施状況等の進捗管理を実施するも
	計画」とする。	ので、計画の変更については、上述のとおり
	②「Do」・「Check」・「Action」の各段階における	別途検討いたします。
	「施策・事業」を「区域・施策・事業」とする。	